

内閣調査局官制外四件第一回審査委員会

昭和十年四月二十五日(木曜日)本院事務
所ニ於テ開會

出席者

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

審査委員

荒井顧問官

監
査
記

相
密
際

閣席者

河合 顧問官
石井 顧問官
有馬 顧問官
元田 顧問官
坂本 顧問官
清水 顧問官
原 顧問官

國務大臣

岡田内閣總理大臣
高橋大藏大臣

説明員

金森法制局長官
樋貝法制局參事官
横溝内閣書記官
迫水内閣總理大臣秘書官

村上書記官長
堀江書記官

武藤書記官

(午後二時開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

内閣總理大臣ヨリ本案ノ大綱ニ付説明アリ法制局
長官ヨリモ亦補足的説明アリ

清水顧問官ヨリ内閣審議會官制ノ御諮詢ヲ奏
請セザル理由ニ付質問アリ内閣總理大臣ヨリ前例
ニ倣ヒタル旨ノ答辯アリ

坂本顧問官ヨリ内閣審議會ノ名稱ニ付批評アリ

法制局長官ヨリ名稱選定ノ經過ヲ陳ブ

元田顧問官ヨリ本審議會ト在來ノ諸調査機關
トノ關係ヲ問ヒ内閣總理大臣及法制局長官ノ
答辯アリ同顧問官ハ更ニ文政、法制、産業、各
審議會ノ業績ヲ論ジ其ノ存廢ニ付問フ所アリ
且從來各會委員ノ顔觸ハ殆ド同一ナルコト及
斯ノ如キ審議機關ノ設置ガ時代ノ思潮ニ及ス
ルノ嫌アルコトヲ指摘シタルニ對シ内閣總理大
臣ヨリ答辯アリ

次デ荒井顧問官ヨリ本審議會ノ恒久性、有無諮

問ノ範圍及各省トノ關係等ニ付質問アリ内閣總理大臣ノ答辯アリ

坂本顧問官ヨリ審議會ノ決議ノ效力ニ付質問アリ法制局長官之ニ答フ

元田顧問官ハ審議會ノ決議ノ實際的效果ヲ質問内閣總理大臣ノ答辯アリ

河合顧問官ハ本審議會ガ恒久性ヲ有スルヤ否ヤ及其ノ委員中ニ軍人ヲ加フルヤ否ヤ質問内閣總理大臣ヨリ今後ノ見透付カザル爲臨時トセザリシニ過ギズ又今ノ所軍人ヲ加フル考ナキ旨ヲ

答フ

清水顧問官ハ審議會ノ決議ノ採用ト國務大臣ノ責任トノ關係ヲ問ヒ法制局長官ヨリ決議ノ採擇ハ總テ國務大臣ノ責任ニ於テスルモノナル旨ノ答辯アリ

石井顧問官ハ現存諸委員會ノ存廢ニ關スル政府ノ意見ヲ問ヒ荒井顧問官ハ審議會ニ對スル諮問ノ手續ヲ問ヒ内閣總理大臣及法制局長官ヨリ答辯アリ

河合顧問官ヨリ主管省ト調査局トノ重複調査調

查官ノ人選方針、専門委員ノ任期ニ關シ質問アリ法
制局長官ヨリ夫々答辯アリ
元田顧問官ヨリ調査局ノ調査權限ニ付質問アリ内
閣總理大臣ノ答辯アリ
右終テ富井委員長明日又更ニ繼續會ヲ開クベキ旨
ヲ告ゲテ閉會ヲ宣ス

(午後四時五十分閉會)

内閣調査局官制外四件第二回審査委員會

昭和十年四月二十六日(金曜日)本院事務所
ニ於テ開會

出席者

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

審査委員

荒井顧問官

説明員

岡田内閣總理大臣

高橋大藏大臣

金森法制局長官

樋貝法制局参事官

横溝内閣書記官

迫水内閣總理大臣秘書官

村上書記官長

堀江書記官

區
密
院

閣席者

河合顧問官

石井顧問官

有馬顧問官

元田顧問官

坂本顧問官

清水顧問官

原顧問官

國務大臣

閣
密
院

武藤書記官

(午後二時開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

清水顧問官ヨリ調査局官制第一條及第六條但書ニ付質問アリ法制局長官ノ答辯アリ更ニ同顧問官ヨリ官廳が合議體ヨリ指揮監督ヲ受クルノ事例内閣審議會ノ法律上ノ性質、調査局ト法制局トノ關係、條約及豫算ニ關スル諮問、調査官ノ職務、専門委員ノ員數等ニ付質問アリ法制局長官ヨリ順次

之ニ答フ

元田顧問官ヨリ委員ハ從來ノ諸委員會ニ於ケルが如ク同一人ヲ採用セズ廣ク陸海軍及民間ヨリモ採用シテハ如何トノ質問アリ内閣總理大臣ノ答辯アリ次テ同顧問官ヨリ本委員會ニ關係大臣ノ出席ナキハ遺憾ナリトノ陳述アリ内閣總理大臣ノ答辯アリ

坂本顧問官ハ内閣審議會官制ノ御諮詢奏請ナキヲ遺憾トシ且調査官等ノ特別任用ニ餘弊ナカラシコトヲ希望シ内閣總理大臣及法制局長官

ヨリ答辯アリ

次デ河合顧問官ヨリ調査局常任委員ニ對スル
調査局長官ノ指揮監督權ニ付質問アリ法制局
長官ノ答辯アリ

荒井顧問官ヨリ審議會ニ於テハ專ラ外交國防
及財政ニ關スル事項ヲ審議セシメ調査局ハ純
然タル其ノ附屬機關トシテハ不可ナリヤトノ質
問アリ内閣總理大臣ヨリ夫々答辯アリ

河合顧問官ヨリ審議會ハ之ヲ臨時ノモノトス
ルヲ至當トセズヤトノ陳述アリ内閣總理大臣

ヨリ今ノ所之ヲ必要トスル期間ガ不明ナルニ由
リ臨時トセザリシ旨ヲ答フ

次デ富井委員長ヨリ審議會官制ノ御諮詢ヲ奏
請セザリシ法規上ノ根據ヲ質シ法制局長官ヨリ
答辯アリ更ニ同委員長ヨリ審議會ハ臨時ノモノ
トスルガ正當ニアラスヤトノ質問アリ法制局長官
ヨリ答辯アリ

平沼副議長ヨリ百年ノ長計ヲ定ムルハ内閣ノ責
任ナルヲ以テ内閣審議會ヲ恒久的ノモノトスレバ
實質上非常ノ變態ヲ生ズ此ノ點ニ付テノ内閣總

理大臣ノ所見如何トノ質問アリ内閣總理大臣ヨ
リ税制ノ研究其ノ他ノ改正ニ數年ヲ要スベキモ
ノアリ為ニ臨時トイフ言葉ヲ附セザリレトノ答
辯アリ之ニ對シテ同副議長ヨリ問題ハ名稱如
何ニアラスレテ其ノ性質ニアリ本官ハ性質上當
然臨時的ノモノナラザルベカラスト考フル旨ヲ述
ブレバ内閣總理大臣ハ本官モ亦左様ニ考ヘ居
ル旨ヲ答フ

荒井顧問官ハ若シ之ヲ恒久的ノモノトスレバ内
閣制度ノ變更トナルト述べ平沼副議長ハ此ノ
點特ニ考慮セラレテ然ルベシト述べ

次デ清水顧問官ヨリ委員ノ待遇ニ關スル規定
ナキ理由ヲ問ヒ法制局長官ノ答辯アリ
富井委員長ハ以上ヲ以テ質問終了ト認メ國務
大臣以下ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り意見交換ノ結果書
記官長ヲシテ内閣總理大臣ニ付内閣審議會ハ臨
時性ノモノニ外ナラズトノ答辯ヲ今一應確メ且臨
時ナル言葉ヲ官制上ニ加フルノ意思ナキヤヲ質

サレメ前者ヲ肯定シタルトキハ本業ハ總テ此ノ
儘可決セラレ然ルベキモノト決シ審査報告ノ
作成ハ之ヲ委員長ニ一任スルコトニ決ス
仍テ富井委員長閉會ヲ宣ス

(午後五時閉會)

日本國和蘭國間司法的解決、仲裁裁判及調停條
約御批准ノ件第一回審査委員會

昭和九年四月十二日(木曜日)本院事務所
ニ於テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

富井 顧問官

(6)